

# 戦後新聞における資本・経営・編集（四）

## ——占領期メディア史研究

有山輝雄

### 一、長谷部と村山の交渉

その結果を翌八日聞いたのである。  
ところが、村山長挙は、五月八日付で、再度次のような  
書簡を全重役に送りつけてきた。やや長いが、全文を引用  
すれば、

長谷部忠は、C I & Eとの一連の会談によって、C I &  
Eの理解を得たのち、事態打開の道を探ろうとした。長谷

部の日記には、ニューゼントと会談した一九四七年五月七  
日の夜、一九四五五年秋の村山長挙等戦時期幹部総退陣後、  
暫定的に重役を務めた野村秀雄、杉江潤治、新田宇一郎と  
会食した旨の記述があり、翌八日夜にも、再度彼らと会食  
し、「村山氏の会見報告」を聞いたとある。<sup>(1)</sup> 詳しい記述は  
ないが、恐らく七日に旧三重役に村山との斡旋を依頼し、

去る五月二日重役会にたいし私のいたした申入れに  
つき未だ重役全体の回答には接しませぬが同日午後に  
長谷部重役より東京四重役協議の結果御答へすると口  
頭で意見を述べられましたが、其際私の申入れの内容  
に關しては大体に於て同感であり、我々も亦希望する  
ところであると述べられました。

しかし申入事項の第一及第二を諸君が重役の責任に於て熱意を以てこれを処理しようとする態度も意思表示も示されないのは残念なことであります。事態の是正と改善刷新は最も急を要し一日の遷延をも許さぬと思ひますし又前の私の申入れの真意をはつきりさせるため重ねてこの書面を書いた次第であります。

一、私の申入れ第一項に関しては、それは組合のすべき事で重役会の閲知しない事項であると、あつさり述べられてきました。しかし組合員は何をおいても先づ朝日の従業員であり随つて其の面で重役の指導方針に従ふ可き事は当然であり過去七十年そうして運営されて来た事は御承知の通りであります。法の規定はありますか組合のことなどなんでも重役の閲与外と云ふことはあり得ない筈であります。

单一は産別に対し反省を促したと伝へられますが、如何なる指導精神の下に成り立つてゐるかといふ事は今更申すまでもなく、これを脱退すべきことは当然で最早や議論の余地もないものと思ひます。次に单一脱退に関する私の意向は産別に対するそれとは異つてい

ます。即ちよい意味の正しい单一組合は是非育て上げたいが、私は現在の单一を決して健全な組合とは思つていませぬ。したがつて、これより先づ脱退し改めて完全な单一組織、例へば全日本新聞記者組合の如きを作り上げるのが最善の道だと思つています。但し若し組合の形式によることも一つの行き方と考へるが疑問はあります。なるほど我社の組合も一・一ゼ不スト当時の極端な行過ぎと本社の信用を失墜せしめた重大な過失以来関係方面の意向と時局の推移に顧みて反省している事は認めますが、これまで社会全般に与へた不快と不埒の感は取り去ることが出来ない。この際御破算して再出発することが望ましく、かつ又妥当な行方でないかと思ふのであります。私の申入れが一面組合運動の弱化を目指しているやに疑ふ人がありとすれば大きな誤解であります。私は健全な組合組織が発達し、経営側は組合を十分に信頼し組合側も十分に経営側を信頼し相互に堅き基礎の上に立つて日本新聞界の民主的發展のため相協力して朝日新聞そのものと共に社会の範となることを希望する一人であります。

二、申入れ第二項に關しては、ここに繰返し多言を要しないと思ひます。今日朝日新聞社に於ては西部本社が最も共産系分子の活動活発なところとなつて居り、

私も申入れを逆用して產別反対の氣勢をあげはじめているやうで大阪東京に於ても或は此の種の運動が表面に出て來はせぬかといふことですが深憂に堪へない次第であります。

私は過去十八か月間を顧みて我社に害毒を与へた分子が誰々であるかは重役諸君にも大概判明している筈であり、少くも其主要なる人物は明らかだと思はれます。彼等が朝日の内部を混乱に導いてその秩序を破り朝日の威信を傷けその信用を失墜せしめたことは顯著であるに拘らず今日までこれら有害分子に對し諸君等に於て措置を取られたことを聞いて居りません。二・

一ゼネストは占領政策に違反するの理由をもつてマ元帥から断乎禁圧されましたが、右禁止命令の直前までゼネスト計画を支持声援してこれを正当化した本社社説の筆者や其責任者に対し一体どんな処置が取られましたか、又右ゼネスト禁止令直後本社工場では十分間輪転機の運転を停止してゼネスト流産を弔ひ自らを慰

めたとの事ですが、かゝる行動をなし或は之を使嗾した分子について妥当な措置が取られた事も聞かないのです。

先般インボデン少佐の強き申入れ以来重役諸君其他

は種々対策に苦心され組合幹部に於ても従来の行動につき反省の色あることは認めますが、本社を傷つけ、害毒を流した分子を、ただ現在やや平静であるとの理由で不間に附して置くことはいつ又再発するかも知れぬ禍根を蔵しながら居るようなもので恐らく重役諸君も社を真に愛する多数の社員もこの点は同感であらうと信じます。例へば聴濤に対する処置の如きも余りに悠長に失する。重役諸君はよろしく其責任に於て直ちに処置を講ずべきものと思ひます。

私は何等の私心なくただ我社の立直しを念願するのみであることは先に申述べた通りであり随つて私は私の申入れによつて重役諸君と抗争しようなどとは考へていません。私の申入れは重役諸君があくまで自らの責任に於て事態の刷新改善と過誤の是正に當られたいとの希望と期待から出發しているのでありまして私の希望条項を迅速に且つ適切に処理して下さつてこそ、

諸君は全従業員の尊敬を獲得し、又始めて株主諸君の信頼をも昂め得るものと確信いたします。

今こそ重役諸君は朝日再建のため眞の責任ある地位に於て内外の期待に背かず善処断行される時だと信じます。朝日新聞が興亡の関頭に立つと申しても言ひ過ぎでない現在、私は重役諸君がその重責に思ひを致され、勇気を振起して光輝ある朝日再建の為邁進される事を心から御願ひする次第であります。私は記者諸君の如き筆を持ち合は無い事を甚だ遺憾に存じますが意のある処は御諒承願へることと信じます。

昭和二十二年五月八日夜於麻布自宅

株式会社朝日新聞社

各重役御中

村山長挙

この書簡の趣旨は、前回書簡で要求した従業員組合の新聞单一・産別脱退、社内の「有害分子」処分を改めて全重役に迫つたものである。しかし、前回書簡にあつた経営刷新事項への言及はない。また強硬な共産主義攻撃は押さえられ、組合側の「反省」を認めるなど、全体に前回書簡よ

り抑制的調子になつてゐる。村山家側が、その後のC I & Eの動き、長谷部等経営陣の態度などを見て、振り上げた拳をおろし、暗に何らかの妥協点を探ろうとしていることがうかがえる。

翌九日、長谷部忠は、村山長挙と会談し、問題の解決をはかった。話し合いは、一二時頃から始まつたが、なかなかまとまらず、村山がC I & Eのブラウンに呼ばれたため、一度中断し、また再開したあげく、夜の一〇時頃になつてようやく妥結に到つた。

長谷部は、翌一〇日午後、局長会議を開いて、村山長挙との話し合いの概要、C I & Eとの会談の経緯などを説明し、了承を得た。ところが、野村秀雄、杉江潤治から、また村山が会いたいといつてゐるとの連絡を受け、ただちに村山邸に赴いたところ、村山は「昨日の話合ひなどまるで忘れてしまつたやうな」態度であつたので、長谷部は激しく難詰し、結局「決裂一步手前」までいつたが、ともかく話がつき、前日の合意文書にサインした。長谷部が帰宅したのは午前一時、相当難航の交渉であった。

その際、両者が合意した「覚書」は、次のようなものである。  
<sup>(2)</sup>

## 覚書

朝日新聞村山社主の同社重役に対する一九四七年五月二日附書簡に關し両者懇談の結果左の諒解に達したり  
一、右書簡全文において朝日新聞の現状を批評せる点は、重役側の説明により改善されつつあることを村山社主も諒解し、特に「本社は共産系の指導下にある組合によつて事実上左右され」と村山社主が断定したる点は事実に反することを村山社主も認めたり

一、村山社主が右の断定をなしたるは誤解に基く点少からざるも論説の取扱ひ等の不注意によりかかる印象を与へたる点のあること（後切れ）

一、朝日新聞従業員組合の動向は健全なる線を辿りつゝありとの見解に一致し、今回産別脱退を決議せるはその現れなることを両者において認めたり

一、編輯方針は厳正中立、断じて組合の影響に支配さるべきにあらざること、朝日新聞は全体主義、共産主義とは絶対に相容れざるものなることに関する完全に見解を同じくしたり

一、右編輯方針を害しフリープレスを脅威する恐れある存在に対しても共産系分子たると全体主義分子たる

とその他の分子たるとを問はず必要なる措置を講ずべきは当然にしてその具体的方法と判断とは責任者たる重役を信頼し、挙げてこれに一任することに決定されたり

一、経営の面に關しても村山社主は重役を信頼し、重役はまた村山社主をはじめ株主に損失をかけざることを確約すると共にフリープレスの経済的基礎を固むるため最善を尽すべきを約したり

一、以上諸点を通じて村山社主が重役に要請をなしたるは朝日新聞をして相共によりよき新聞たらしめんがために現重役を信頼しこれを支持鞭撻する趣旨に出でたるものにして何等他意なきことを諒解せり

一九四七年五月十日

朝日新聞社主　　村山長挙  
朝日新聞社取締役　　長谷部忠

これによれば、村山長挙は、書簡で重役陣を批判したる事項は、「改善されつつある」と諒承し、特に共産主義者が実権を握る組合によつて経営・編集がなされているといふ非難は、彼の誤解ということになつた。ただ、そうした

誤解が生じたのは、論説の取り扱いに「不注意」の点があつたためだと重役側もある程度責任を認めていた。これは、前述した二・一ストに関する社説問題を指すとみられるが、そのことは既にC I & Eとの間で解決済みであつたから、その責任を認めても長谷部等重役側にとって大きな失点ではない。

その他、「厳正中立」や経営問題など、基本的に村山が現重役を「信頼」し「一任」するという趣旨になつており、村山長挙と長谷部等重役の関係からいえば、長谷部等重役の立場が保持されたかたちとなつていている。

もともと村山書簡問題の表面上の争点は、朝日新聞社内における左翼勢力、従業員組合の影響力増大であった。それを理由にして、村山家側は現経営者を攻撃したのである。特にG H Qのいう「フリープレス」を大義名分として掲げ、組合の影響力の排除を進めようとするC I & Eの介入を招き入れようとした。

しかし、村山書簡の表面には何の直接的言及はないが、株主総会での村山発言からすれば、実は村山家側がもっとも重視していたのは、戦時体制以来の経営・編集の分離への所有者（資本）側の巻き返しであつたことは明らかであ

る。村山書簡の真の狙いは、所有（資本）の復権をはかることになり、脆弱な基盤に立つ現経営者を攻撃する材料として持ち出されたのが、組合や左翼勢力の社内影響力の増大であった。これによつて、C I & Eの介入を期待し、現経営者を窮地に追い込もうとしたのである。この時期のC I & E声明を自己流に解釈し、C I & Eが所有者の経営権・編集権を支持してくれるという期待もあつたろう。

しかし、C I & Eは、村山家の期待に反して介入してこなかつた。所有と経営の分離問題については、関心は持つたが意見は表明せず、朝日新聞社内の左翼勢力については、当初は重大視したもの、長谷部の事情説明に一応了承する態度を示した。C I & E不介入となると、村山家側に決定打はなく、組合の編集への干渉は誤解として妥協するしかなかつたのである。

結局、眞の争点であった所有と経営の問題は、覚書ではまったく触れられず、棚上げにされた。村山家側の巻き返しは実現せず、一九四六年重役公選による現経営体制は守られ、その基底にある戦時体制以来の所有と経営の分離は維持されたことになる。

ともかく、五月一〇日、覚書に調印し、村山長挙との妥

協を成立させた長谷部忠は、日曜日をはさんで一二日、さつそくニユーゼントに報告に赴くことにしたが、先方の都合が悪かつたため翌日の面会を約し、夜に古島一雄を料亭に招き昔話を聞く会を開き、緒方竹虎、野村秀雄と会つている。古島一雄は事件に関係なかつたと思われるが、緒方と野村には覚書の内容や経過を説明したのである。翌三日午後、覚書をもつてC I & E のニユーゼントを訪問し、問題解決の報告をしたところ、「同中佐も非常に喜んで激励してくれる。インボデン少佐にかへりかけに寄つて挨拶をする。同少佐も解決を祝福してくれる」とある。C I & E は、「フリープレス」原則の確認に満足を表したのである。この日の夜、野村秀雄、杉江潤治、新田宇一郎の旧三重役を招待した。彼らが村山長挙と仲介の労をとつてくれた感謝であろう。

さらに一五日は、当時商工大臣であった石井光次郎から長谷部忠以下全重役の招待があり、緒方竹虎、野村秀雄、杉江潤治、新田宇一郎も同席した。事件解決の祝賀会慰労会と考えられる。戦中期に緒方とともに経営体制合理化を進めた石井光次郎の音頭でO B、現役の経営者が集まつたところに大きな意味があり、覚書による事件の落着が、彼

らにとつても戦時期以来の所有と経営の分離体制維持と意識され、祝われたことを示している。<sup>(3)</sup>

確かに、五月一〇日覚書は、村山家の攻勢をはねかえし、四六年体制を防衛したという一面をもつていた。しかし、さらに突っ込んで考えてみると、それだけで割り切れない問題が浮かんでくる。長谷部忠等経営陣は、戦時中の「新聞新体制」と敗戦直後の戦争責任問題によつて進行した所有と経営の分離の上にたちながら、それをこの段階において一層前進させる長期的戦略はもつていないのである。村山長挙の公職追放が予想され、村山家側が危機感を深めていた状勢からすれば、長谷部等経営陣が、攻勢にて所有と経営の分離をより確実なものにする機会がなかつたわけではない。しかし、覚書には、そうした条項はまったく盛り込まれなかつた。二年前まで村山長挙の責任追及の大問題であつた戦争責任論議はまったく話題にもならず、すべて忘れられたかのごとくである。

覚書の表層では、村山家の復権は実現せず、四六年体制は維持されたことになつてゐる。しかし、その深層では、戦時体制から戦後へと継続してきた所有と経営の分離運動が停滞してしまつてゐる状況、四六年体制を担う経営陣が

展望を持ちえていない状況が浮かんできているのである。

それは、「覚書」第四、第五項目でうたわれている「朝日新聞」の「厳正中立」、共産主義・全体主義の排除方針でも見ることができる。これは、恐らく長谷部からすれば、村山に妥協したつもりはないであろう。確かに、朝日新聞社は、戦前も戦中も一貫して「中立」を標榜していたのであるから、これまでの原則を確認しただけともいえる。また、その実現方法は、重役に一任されたのであるから、村山が重役陣の主導権を確認した項目である。

しかし、一九四五年一月七日、朝日新聞社の再出発宣言として発表された宣言「国民と共に立たん」、社説「新聞の新たなる使命」は、「厳正中立」といった言葉は一切使わずに、戦後の「朝日新聞」の基本的進路を語つていた。「新聞の民主主義的改革を断行し、自ら日本民主主義運動の一環たらんとするのが我等の目標」であり、「今後の我等の使命と役割」は「国民的民主主義戦線の機関」であることであると高らかにうたわれていたのである。ところが、五月一〇日覚書には、「民主主義」という積極的価値に向かって前進する報道言論を展開し、同時に自らの「民主主義的改革」を実現するという能動的姿勢はうかが

えず、状勢を観望しながら左右両翼を排し、「厳正中立」を保つという状勢適応的姿勢に変わつていてるのである。それは、村山の圧力の影響というより、朝日新聞社重役陣従業員全体において、かつては輝いていた「民主主義」像がどんより曇り、多義的になつて、前進の方向性さえ見定め難くなつてゐる状況の反映だろう。

ここでも表層では、村山家の攻勢はかわしながら、深層では四年体制がその内部で活力を衰弱させている状況を示しているのである。

## 一二、組合側の態度

この事件の直接の当事者ではないが、事件全体を通じて影の主役であったのは従業員組合・左翼勢力であった。従業員組合・左翼勢力が陰で糸を引いて事件の成りゆきを左右したのではなく、従業員組合等に対するイメージあるいは幻影が、事件全体に影響を与えたのである。組合・左翼勢力についての大きなイメージを作り出したのは村山長挙であった。彼は、組合・左翼勢力が「新聞民主化」の突破口のものと朝日新聞社の経営・編集に強い影響力をふ

るつてはいると唱えた。C I & Eも、一時はこれに信をおく  
ような態度で長谷部を詰問したので、このイメージは一時  
は大きな影響を与えた。それは、現在の研究者にも尾をひ  
いている。この時期の新聞労働運動が、経営者の編集権を  
批判する主張を展開し、労働運動と所有者・経営者との間  
で編集権をめぐつて激しいせめぎあいがあつたという村山  
長挙と類似のイメージを強調する研究もある。

しかし、この事件での組合の実際の態度は、それとは反  
している。五月六日、新聞單一執行委員会は、「我々は編  
集権を尊重すべく強調し、これを侵したことなく今後も侵  
すことはない、産別は各組合の自主性を侵すものではない  
から、わが組合も完全に自主的である、新聞労組は断じて  
特定グループに指導されてはいない」<sup>(4)</sup> という声明を出し  
た。

新聞放送労働運動を指導する新聞單一本部は、経営者の  
編集権概念を承認していたのである。これは、村山書簡の  
主張する組合のイメージとまったく異なる。当時の新聞單  
一本は、二・一スト收拾の混乱、毎日新聞社の脱退問題など  
運動浪潮期にあり、その後退戦術としてこのような妥協的  
態度をとつたと解せられなくもない。しかし、それは、一

時的戦術のための発言ではなく、もともと、組合は、経営  
者の編集権を事実上認めさせていたのである。<sup>(5)</sup> 新聞單一本部は、第  
二次読売争議などにおいて組合員の職首には激しく抵抗し  
大きな労働争議となつたが、それはあくまで組合員の職首  
への抵抗であつて、経営者の編集権に對して理論的に争つ  
たわけではなく、編集権を事実上承認していた。

本稿(二)で既に触れたように、敗戦以来激しく続いた  
労働運動のなかで、第一次争議後の読売新聞社あるいは北  
海道新聞社のように従業員組合などが編集方針の主導権を  
一時的に握つた例はあつた。だが、それは、従業員組合が  
社内政治力学で優位に立つた結果として生じた状況であつ  
て、新聞單一本部または各新聞社支部が編集方針決定に関  
与しようとする統一方針をもつてていたわけではなかつた。  
「全従業員の総意」<sup>(6)</sup>による運営などがスローガンとして唱  
えられてはいたが、それを実際の新聞社運営において具体  
化する方策については、ほとんど論議されていなかつたの  
である。

当時の新聞單一本部は、日本共産党など左翼勢力と密接な関  
係をもち、勇ましい左翼的言辞を声高に唱えてはいたが、  
その主張の実質においては、村山が主張するほど急進的で

はなかつたのである。村山書簡は、故意か誤解か、新聞労働運動を過大評価していた。過大評価された新聞单一は、自らの潔白を訴える声明をだしたのである。

さらに、朝日新聞社の従業員組合（新聞单一朝日新聞社支部）も、一二日、森恭三朝日新聞支部執行委員長と広岡知男東京分会執行委員長が、村山長挙と会見した。その模様について「新聞協会報」は、次のように伝えていた。森、広岡が、村山声明に対する組合の態度と運営の実情に關し詳しく述べたのに対し、村山は、組合に對して産別、新聞单一脱退を要求する意図はなかつた。「自分としてはただ朝日をよくしたいと考えてやつたことで、全く他意はなかつた、組合の話を実際によくきいて判つた。（中略）一部では社にかえるとか株主総会で重役の退陣を要求するだろうという話が伝わつてゐるが、そのような意図はもつてない」と語った。

この段階では、既に村山と長谷部の間で覚書が成立し、事件は落着していくのであるが、組合としては自分達の活動を村山が非難した以上、見過ぎすことはできなかつたのである。この資料では、組合が何を主張したかはつきりしないが、当時の森・広岡執行部の路線から推察すると、

組合は朝日新聞社の経営や編集に介入したこともないし、介入する意図もないこと、また、組合内部で新聞单一の産別脱退などを論議していることなどを説明したと推定できる。<sup>(8)</sup>この時期、新聞单一本部と朝日支部執行部の間には、二・一スト総括をめぐつて亀裂が生じていたが、編集への介入を否定し、経営者の編集権を尊重する点では同一の路線にたつており、組合の編集介入という事実を否定することは、先の新聞单一声明と同様であつた。

会談で、村山は組合に産別、新聞单一脱退を要求する意図はなかつたなどと弁明しているが、これは明らかに朝日新聞従業員組合を産別・新聞单一から脱退させるため「至急便宜の措置」を要求した彼の書簡の趣旨と反している。しかし、組合執行部は、その言動矛盾を深く追及しなかつたようだ。彼らとしても、問題のむし返しを望まなかつたのである。

ともかく、編集への干渉を否定する組合の説明は、村山の主張の根拠を失わせたことは間違いない。しかし、こうした態度は、敗戦以来の運動の流れからすれば、防御的態度に終始していたことは否めない。かつて戦争責任問題で追及を受け辞任した村山長挙が、今や公然と経営・編集に

介入してきていることに対し、組合から強い異議はまつたくでていないのである。しかも、支部委員長は、四五年の宣言「国民と共に立たん」の執筆者であった森恭三であつたのである。

先にも引用したが、森恭三は、一九四六年一〇月、新聞单一朝日支部執行委員長に就任する際、次のように朝日新聞社の現状を述べたという。「朝日新聞の現状は（不完全ではあるが一応は）全従業員の業務管理下にある」（中略）「業務管理は完全には行なわれていない。なぜなら株主総会における議決権の大きな部分が村山・上野両家に属しているからである。」（中略）「昨年の朝日ストは、封建時代からブルジョア民主革命への移行であつた。換言すれば上述した、資本家への隸属から資本への隸属への移行であつて、まだまだ社会主義革命の段階には遠いのだ。これをプロレタリア革命に発展させること、すなわち資本からの完全な解放を獲得することは、朝日労組だけではなしえない。全面的な社会革命の一環としてのみ可能である。この発展段階を無視し、長谷部氏（会長）を村山氏と同一視し、敵として抗争することは、まちがつている。そんな考え方を發展させると、いつそのことを王政（村山体制）復古のほうが

よいことになる。これは歴史の歯車を逆に廻すものである。ゆえにわれわれは獲得した現段階はあくまで死守せねばならない。」

ここで、森恭三は、講座派マルクス主義の影響をうけて、「ブルジョア民主革命」から「プロレタリア革命」へという二段階革命説をとっているが、二段階目の革命については、「全面的な社会革命の一環」としてしか実現しないとして先送りしていた。従つて、当面は、ブルジョア革命の段階である重役公選の四六年体制を支持することになり、実際、森・広岡執行部は、前述したように朝日新聞社の従業員組合を会社共同体意識を基盤とする穩健な労使協調論に転換させていく役割を果たしたのである。

しかも、その二段階革命論では、二段階目の革命が先取りされただけではなく、現段階から二段階目に向かうプロセスに関する長期的戦略をまったく欠いていた。結果的に、不完全な業務管理の状態である「現段階をあくまで死守する」という主張しか出てこないのである。それは、戦時体制から敗戦後の戦争責任追及論という過程を経て、ともかく進んできた所有と経営の分離の流れを推進する運動とはならず、むしろ流れを制動させるものであつた。

さらに、四六年体制を「死守」するとしても、それをどうのうにして「死守」するのかという短期的戦略論をもつていなかつた。今回のような村山家側の攻撃に対し防衛するだけではなく、四六年体制を強固にするためには、現段階における改革戦略、即ち完全に行われていない業務管理

を完全なものにする改革戦略も必要であつたろう。例え

ば、四六年実施された重役公選等の慣行なりを制度化していくといつた発想は、従業員組合にも、また長谷部忠等経営陣にもほとんどなかつたのである。

「全従業員の総意」論は取り下げられたわけではない。

しかし、本稿（一）で述べたように、四六年体制で唱えられた「全従業員の総意を基調」とする運営というスローガンは、一方で社内における従業員の参加・民主化という意味があつたが、また一方では従業員の共同体としての新聞社の維持という意味を持つていた。一九四六年一〇月五日の新聞ゼネスト、四七年二月一日のゼネストを経たこの時期、従業員組合運動においても、新聞の民主化論は沈下していき、会社共同体意識のほうが台頭していたのである。

組合執行部と村山との会談によつて、この事件は事実上収束した。五月二二日、長谷部忠は、C I & Eに赴き、ブ

ラウン情報部長とインボデンと会談している。日記に詳細な記述はないが、恐らく事件の最終的結果を報告し、C I & Eの了承を得たのであろう。

#### 終わりに

以上述べてきたように、一九四七年一月の二・一ストをめぐる論調を理由として「朝日新聞」が、緒方竹虎等朝日新聞社旧幹部、C I & E、大株主村山長挙などから次々と圧力を受け、敗戦後の戦争責任論議の結果成立した長谷部忠を中心とする四六年経営体制が大きな危機に直面した事件は、結局破局に至らず妥協的に收拾された。表層では、四六年体制は維持されたかたちになつた。

だが、それは、四六年体制を産み出した「全従業員の総意を基調」とする運営を掲げた運動が、深層では停滞してしまつている状況を示してもいたのである。先にも述べた通り、敗戦以来盛んに唱えられた「全従業員の総意を基調」とする運営という主張は、二重の意味をもつっていた。

一方では、従業員の参加、新聞社の民主化論があつたが、また他方では従業員の共同体としての新聞社意識にたつ自

己防衛論であつた。この二重の意味は、敗戦による新聞社存続の危機、その後の戦争責任論議において、ほとんど融合化し、従業員の意識を沸騰させていた。四六年初頭、一挙に重役公選まで実現したのは、民主化論の高揚でもあつたが、同時に共同体意識の下支えもあつたのである。

しかし、四六年の新聞ゼネスト、四七年の二・一ゼネストで、スト参加のぎりぎりの選択を迫られてきたとき、二重の意味は徐々に分離してはじめていった。会社共同体意識が次第に浮上し、民主化徹底論は意識下に下降していったのである。両者が融合することで燃焼していた運動は、二つに分離することで冷却化していく。一九四七年、GH Qや村山家から強圧を受けた朝日新聞社において、それへの対応の過程で明らかになってきたのは、そうした状況であった。

一九四六年、四七年、敗戦直後の新聞民主化運動が後退していく「決定的要因」を、アメリカ占領軍の政策が反共主義に転換したことによつて新聞民主化運動が挫折し、新聞資本の復権が実現したと説明する研究もある。<sup>(10)</sup>こうした見方は、労働組合の「新聞民主化運動」対経営者・資本・アメリカ占領軍の対立という図式にたどりとしている。

しかし、このような図式は、本稿の観点からすれば、三つの理由で誤っている。第一に、占領軍の政策が民主化政策から反共政策へ転換したと解することはできない。占領軍の政策は、日本の新聞に「フリープレス」の原則を教化しようとして一貫していた。彼らの「フリープレス」概念は輪郭の曖昧なところがあつたが、基本にあるのはアメリカの企業的新聞像である。特にこの時期には経営者の編集方針決定権限が強調されたが、それは、労働組合運動の高揚のなかで、一時の読売新聞社のように組合が事実上編集の指導権を握る事態を見て、それが「フリープレス」に反することを強調したのである。それは、たんなる反共主義、「新聞民主化」抑制というネガティブの政策ではない。「フリープレス」というポジティブな新聞像をもつた政策であつたが故に、その後も大きな影響力をもつたのである。

第二に、「フリープレス」論から派生する経営者の編集権概念に関し、従業員組合が正面から反対したことはなかつた。日本の新聞労使は、ともにそれを受容していくのである。朝日新聞社の事例でも、経営者の編集方針決定権限を経営者は確認していたし、従業員組合もそれを認めて

いた。編集方針権限において、従業員組合対アメリカ占領軍、従業員組合対経営者といった対立関係はなかつたのである。

無論、「フリープレス」論が、日本の新聞に受容されていつたのには、アメリカ占領軍の強制という面もある。C I & Eは、強硬な態度で日本の新聞関係者に接していたことは確かである。この事件においても、インボデンは、朝日新聞社の長谷部忠に威嚇的態度をとつた。だが、むやみな強要をおこなつたわけではなく、自らの政策の実現に目的を絞っていた。むしろ、C I & Eを過大評価し、介入を招き入れようとしたのは、村山長拳であった。しかし、そうした場合も、C I & Eは必要以上の介入は避け、慎重な態度を崩さなかつた。

第三に、この時期、G H Q・新聞資本・経営者が三位一体的に一致し、従業員組合の運動に対立していたわけではない。G H Qと新聞経営者のあいだにも対立はあつたし、さらには新聞資本と経営者の間には、戦時体制以来の深刻な対立が生じていた。朝日新聞社において、編集権をめぐつて大きな対立があつたのは、経営者と従業員組合のあいだではなく、経営者と所有者のあいだであつたのである。

このように、この時期の新聞界の動向を占領軍の政策を「決定的要因」として新聞民主化運動が鎮圧され、新聞資本が復権したとみるのは到底無理である。むしろ、この時期浮かび上がつてゐたのは、敗戦後の戦争責任論議のなかから唱えられた「全従業員の総意」論が、一面では従業員の参加、民主化論であったが、一面では会社共同体意識に依拠していたこと、さらに次第に後者が全体の基調となり、民主化論は企業内民主主義に封じ込められていく状況である。そうしたなかから、労使とも経営者の編集権を承認していくのである。

また、新聞企業の構造では、資本と経営の関係に深刻な問題が生じていた。それは、四六年体制は戦時期の「新聞新体制」で実現した所有と経営の分離の延長線上にあつたことに由来している。所有者村山家はG H Qの威光を利用して巻き返しをはかつたが、結局功を奏さなかつた。しかし、経営者・従業員組合側も、村山家弱体化の機会をとらえて、所有と経営の分離を押し進めることまで踏み切れなかつた。問題を棚上げして、四六年体制を防衛しただけである。

そして、こうした過程は、「フリープレス」論を基調に

した戦後の企業的新聞が形成されだしていることらえる」こともできる。それは、第一に経営者が編集方針決定権限を有することが社内的に合意されてきていることであり、第二に会社共同体意識を基盤とした労使協調路線が固まり、従業員組合が新聞單一の産業別組合主義から企業別組合主義に向かい一つあることである。経営と従業員との関係においては、安定した合意が形成される兆しが生じているのである。しかし、反面、所有と経営の関係においては、深刻な問題を抱えながら、曖昧な妥協をはかつて問題を棚上げにすることとで当面の経営を維持していることでもある。そうした所有と経営との曖昧な関係をふくめて、戦後の企業的新聞の構造が形成されただったのである。

注

- (1) 「長谷部忠日記」一九四七年五月七日。
- (2) 長谷部忠関係文書。この文書は、鉛筆書きで、一部文章が切れているところがあるので、正式な覚書の下書きと推定される。
- (3) 「長谷部忠日記」による。
- (4) 「新聞協会報」一九四七年五月二二日。

(5) 山本潔『読売争議（一九四五・一九四六年）—戦後労働運動史論第一巻』（一九七八年 御茶の水書房）二〇六ページ。

(6) 一九四六年二月九日、新聞單一結成大会において議決された「綱領」は、「新聞通信並に放送事業の徹底的民主化」「従業員の経営参加」がうたわれていた（新聞労連編『新聞労働運動の歴史』（一九八〇年 大月書店）三四ページ）。

(7) 「新聞協会報」一九四七年五月一九日号。

(8) 森恭三の回顧によれば、通信社からの知らせで村山長挙の「アカ呼ばわり」の談話を知った森は、ただちに「批判の自由だが事実調査の上で発言してもらいたい。われわれは調査を歓迎する」という趣旨の声明を出したという（森恭三『私の朝日新聞社史』（一九八一年 田畠書店）一二一ページ）。ただ、管見の限りでは、この声明は新聞等に掲載されていないので、正確な趣旨は不明である。

なお、この事件から半月ほどした五月二七日、二八日に開催された新聞單一大会において、森恭三朝日支部執行委員長は、朝日支部の決定として新聞單一の産別からの脱退を提案している（朝日新聞労働組合『朝日新聞労働組合史』（一九八一年 朝日新聞労働組合）三四ページ）。

(9)

前掲森恭二『私の朝日新聞社史』九六ページ。

(10) 例えば、新井直之は、「一九四五年的敗戦直後こそは、

日本の新聞を民衆の側のものにつくりかえる最大のチャンスであった。(中略) しかしそのとき、日本の民衆は、新聞を自分たちのものにつくりかえることに失敗した。それから僅か半年後、『読売』で“民主化運動”的先頭に立つたものが醜首され、第二次『読売』争議が始まり、組合側

展する。こうしたインボデンの圧力にたいして日本の新聞経営者がとった態度は、一言で言うならば、圧迫には嫌悪感を抱きながら、しかも組合運動の弾圧に役立つときは圧力を十二分に利用したのである」(四七ページ) 新井直之『新聞戦後史 ジャーナリズムのつくりかえ』(一九七九年 双柿舎)。

は敗れ、それを画期としてすべての新聞社の“民主化運動”が突きくずされ、運動の指導者は追われ、資本は再びなにごともなかつたように“企業の王”的地位に復したのである。チャンスは失われた。一時つくりかえられたかに見えた新聞は、再び民衆の手を離れて行つた。それはなにが原因であつたか。決定的な要因は、占領軍の方針の変化であつた。(一一ページ)

「ほとんど極右に等しい徹底した反共の立場からする新聞批判は、しばしば個人名をあげての人身攻撃にさえ及んだ。どこからか入手した“共産党員リスト?”をつきつけた、その解雇を迫ることもあつた。それは前章に述べたような第二次『読売』争議、『北海道新聞』『西日本新聞』におけるような事件を呼び、また後に述べるような『共同』の資料室事件を起こし、やがてはレッド・バージに発